

# 厚生労働省の取組みと検討状況

平成28年12月2日

避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに関する検討会（第2回）

※厚生労働省提供資料

# 社会福祉施設等における非常災害時の体制整備に向けた取組みについて

平成28年8月31日に発生した、台風第10号に伴う岩手県に所在する認知症高齢者グループホーム利用者の死亡事案を受け、全国の都道府県等に対し、社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について、改めて徹底を要請。

## これまでの取組み

○ 各社会福祉施設等は、その施設種別ごとにそれぞれ定められた基準(※1)により、非常災害に対する具体的な計画(※2)を立て、連携体制の整備や定期的な避難訓練を行うこと等が義務付けられている。

※1: 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(昭和23年厚生省令第63号)、「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」(昭和41年厚生省令第18号)、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第171号)、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第39号)等

※2: 「非常災害に対する具体的計画」とは、消防計画及び火災、風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。

## 《施設の策定する計画の具体的な記述例》

「〇〇〇〇 [施設名]における防災計画」(抄)

第〇 平常時の対策

XX 防災訓練

防災訓練は、具体的な災害を想定し、～年X回実施する。

.....

第〇 火災時の行動手順

XX 火災発見時の対応

XX 初期消火

.....

第〇 震災時の行動手順

XX 発生時の対応

XX 利用者・従業員の安否確認等

.....

第〇 風水害時の行動手順

XX 風水害のおそれがある場合

XX 避難誘導

.....

施設によっては、風水害、地震等の災害への対処に関する記述が不十分なものも散見される。

## 社会福祉施設等に対する「指導・監査」の枠組み

- 都道府県等は所在の社会福祉施設等について、関係法令等に定められている最低基準等が適切に守られているか、などを点検し、必要な助言・勧告又は是正の措置を講ずることとされており、
- 厚生労働省では、こうした指導や監査の実施を適切に行うため、施設種別ごとに通知等を発し、技術的な助言を行っている。



現状として、設立時あるいは定期監査時に風水害、地震等の災害への対処についてのチェックが十分ではない。

## 今後の取組みの方向

- ◆ 厚生労働省からは、平成28年9月9日付けで都道府県等に向けて施設種別ごとに通知を発出し、施設における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施について再点検を都道府県等へ依頼。  
⇒ 点検結果を踏まえ、必要な対応を検討

※ 今後開催する全国会議等の機会を通し、「実地指導にあたっては、こうした内容を重点的に確認していただきたい」旨を周知していく予定。